

## 【生活習慣病管理料について】

当院では患者さんの状態に応じ、28日以上長期を行うこと、リフィル処方せんを発行することのいずれも可能です。

※長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断いたします。

くわしくは下記をご確認ください。

[長期処方・リフィル処方せんについて当院からのお知らせ（PDF）](#)